

地域とともに生きる群馬用水

群馬用水 だより 77号

クリスマス・正月を華やかに彩る
前橋市金丸地区の枝物類

群馬用水土地改良区

住所 前橋市古市町406番地

電話 (027)251-0019(代)

URL <https://gunmayousui.jp>



写真の説明

クリスマス用のウンリュウヤナギ（塗り物）の染色に励む、前橋市金丸地区の小野里伸哉さん。この後は正月飾りの枝物の準備が控えているそうです。（撮影日：令和4年11月）

群馬用水は収穫した枝物類の管理に利用されており、群馬用水がなければ生産が成り立たないので有り難いとお言葉をいただきました。

●目次

あいさつ 群馬用水土地改良区理事長 後閑千代壽	2	令和4年度上期の土地改良区の動き	7
令和3年度決算承認	2	多面的機能支払交付金に取り組んでいます	8
令和3年度財産目録	3	新理事紹介	8
群馬用水賦課金について	4		
冬期期間中の給水弁の管理について	5		
もし漏水を発見したら	5		
電気料金高騰について	6		

本土地改良区のホームページをリニューアルしました。



あいさつ 群馬用土地改良区理事長 後閑千代壽



新年明けましておめでとうございます。組合員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より本土地改良区の業務運営、事業推進に対しまして格段のご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年末から感染者数が増加しており今後の経済の動向も気になるころではありますが、皆様の生活が一日も早く通常の状態に戻れるよう願うばかりです。

さて、去年はウクライナで勃発したロシアによる侵攻により様々な物価が高騰し、世界的に大きな影響をもたらしております。

当土地改良区におきましても、電気料金的大幅な高騰の影響を受け維持管理費が増大しております。このため、昨年7月には緊急理事会を開催の上、現状の把握と今後の対応について協議し、電気使用量低減のため節水のご協力をお願いさせていただきました。

また、電気料金高騰に対応するため国及び県に陳情を行った結果、支援制度が創設されまして、現在手続きを進めているところです。いずれにしましても、様々な施策を活用しこの厳しい状況を乗り越えていきたいと考えております。

本土地改良区は、地域農業を守りさらに発展させるため、土地改良施設を後世に引き継いでいかなければなりません。安定した財政基盤の確立は基より、施設の適切な維持管理と営農支援及び社会への貢献を長期計画（群用令和ビジョン）に基づき進めて参ります。

これからも、組合員皆様の負託に応え、末永く群馬用水を利用して頂く為に役職員共々一丸となって努力して参りますので、一層のお力添えをお願い致しまして挨拶とします。

令和3年度 決算承認

令和3年度一般会計収支決算は、収入総額13億5365万6268円、支出が、13億1185万3262円となりました。

収入の内訳として、令和3年度全体の20.21%を占めるのが皆様からの組合費（2億7369万921円）です。

行政からの支援金が、全体の30.27%で（4億984万4372円）です。

令和3年度は、借入金の繰上償還（4億9524万2452円）を実施するため、積立金を取り崩し一般会計へ入金しました。

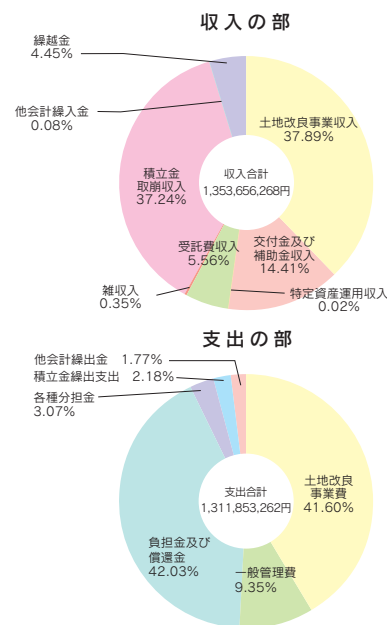
支出の内訳として、41.60%を占めるのが土地改良事業費（5億4569万2764円）で、これは電気料金等の維持管理経費や修繕費です。一般的な事務所経費である一般管理費は、全体の9.35%で（1億2268万8246円）です。

また、積立金を利用して、借入金の繰上償還（4億6016万400円）を実施しています。

1. 一般会計収支決算

収入の部 (円)		支出の部 (円)	
土地改良事業収入	512,953,045	土地改良事業費	545,692,764
交付金及び補助金収入	195,137,000	一般管理費	122,688,246
特定資産運用収入	204,529	負担金及び償還金	551,420,296
受託費収入	75,360,033	各種分担金	40,213,000
雑収入	4,708,529	借入金返済支出	0
借入金収入	0	清算還付金	0
積立金取崩収入	504,038,542	積立金繰出支出	28,638,956
他会計繰入金	1,058,734	他会計繰出金	23,200,000
繰越金	60195856	予備費	0
計	1,353,656,268	計	1,311,853,262

収入支出決算差引額 41,803,006円は令和4年度へ繰越



2. 一般会計の基礎的収支バランス（プライマリーバランス）

プライマリーバランスとは、年度における賦課金等の収入が、維持管理費や更新事業費を賄えているのか確認する指標です。本土地改良区のプライマリーバランスの考え方は、収入合計額から借入金、基金繰入金、繰越金を控除した額を基礎的財政収入（7億8千9百万円）とし、支出合計額から償還金と積立金を控除した額を基礎的財政支出（8億2千9百万円）としています。令和3年度のプライマリーバランスは、基礎的財政収入と基礎的財政支出の差であり△3千9百万円となりました。

主な要因は、県営事業で整備している山子田第1揚水機場機器更新費用です。これを基金から繰り入れて賄っています。

単位：千円

①収入合計額	1,353,656	⑥支出合計額	1,311,853
②借入金	0	⑦償還金	460,160
③基金繰入金	504,039	⑧積立金	22,639
④繰越金	60,196	⑨基礎的財政支出（⑥-⑦-⑧）	829,054
⑤基礎的財政収入（①-②-③-④）	789,422	プライマリーバランス（⑤-⑨）	△39,632

3. 特別会計収支決算

会 計 名	収入の部（円）	支出の部（円）	差引増減
発 電 事 業	40,295,107	40,295,107	0

令和3年度 財産目録

令和4年3月31日現在

一般会計

単位：円

摘 要	金 額	摘 要	金 額
《資産の部》			
①流動資産	273,444,550	(2) その他固定資産	
現金及び預金	110,897,755	特定資産	571,967,108
一般会計（預金）	110,897,755	職員退職手当積立金	113,970,589
未収賦課金等	6,420,462	農地転用決済金積立金	22,470,105
経常費賦課金	1,779,124	利水高度化計画精算金積立金	302,582,310
かんぱい事業費賦課金	834,561	財政調整基金積立金	125,333,304
維持管理費賦課金	3,806,777	適正化事業拠出金	5,860,800
		発電事業積立金	1,750,000
未収決済金	2,803,702	長期未収賦課金等	80,940,994
その他未収金等	153,322,631	経常費賦課金	19,532,616
		維持管理費賦課金	42,696,912
②固定資産	737,509,458	かんぱい事業費賦課金	9,425,835
(1) 有形固定資産	84,601,356	ほ場整備事業費賦課金	9,285,631
車両運搬具	1,612,880		
備品	126,500		
発電専用構造物	56,554,398		
発電専用機械装置	26,307,578		
		資産合計	1,010,954,008

摘 要	金 額	摘 要	金 額
《負債の部》			
①流動負債	229,120,102	②固定負債	365,596,282
未払金	223,751,818	公庫資金等長期借入金	292,646,482
預り金	749,484	県営農地防災事業費	23,176,540
適正化事業拠出金短期未払金	4,618,800	県営かんがい排水事業費（施設整備事業等）	32,676,318
		県営農村地域環境保全整備事業	120,748,705
		県営水利施設整備事業	92,095,659
		県営かんがい排水事業費	23,949,260
		適正化事業拠出金長期未払金	3,747,600
		職員退職手当引当金	69,202,200
		負債合計	594,716,384

群馬用水賦課金について

土地や名義などの変更は組合員さんからの申請が必要になります。

- ◆ 農地の権利移動（相続・売買や貸借等）があったとき
- ◆ 氏名や住所を変更したとき
- ◆ 経営移譲をしたとき

組合員資格得喪通知書

- ◆ 農地を転用するとき、地目を変更するとき
- ◆ 公共事業用地（道路・公園用地等）で買収・寄付されたとき

転用意見書交付申請書
地区除外申請書

地区除外には決済金が必要になります。残存の農地が過重負担にならないために土地改良法第42条第2項に定められています。（土地改良施設が関係する場合、条件が附されることがあります。）

- ◆ 口座振替による賦課金納付の申込・変更したとき

預金口座振替依頼書

※手続きの注意点

賦課金は**毎年4月1日**現在の組合員名簿・土地台帳を基準にしています。そのため、変更の際は基準日以前に手続きを完了するようお願いします。

賦課金が滞納されている土地を取得すると、土地改良法第42条第1項により、新しい権利者に支払いが義務づけられております。売買に際しては必ず滞納賦課金の有無について当土地改良区にお問い合わせ下さい。（※競売・公売等の場合も同様です。）

※滞納賦課金のある農地を取得または転用した場合、その滞納賦課金は新しい権利者や関係者が負担することになります

※各届け出は事務局へご連絡いただくか、ホームページ（<https://gunmayousui.jp>）より書式をダウンロードしてご利用下さい。

賦課金納入にご理解いただき、早めの納入をお願いします。

皆様から頂いた賦課金は、施設を維持・管理するための費用に充てられ、県央地域へ農業用水を安定供給し農業経営を支える重要な役割を担っています。

耕作していないので水を使用していない、相続で農地を取得したけれど農業をしていない等の質問が寄せられます。土地改良法及び土地改良区定款に基づき受益地内に農地をお持ちであれば水使用の有無や耕作状況に関わらず賦課金は組合員さんにご負担して頂くこととなっています。

窓口業務時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

お問い合わせは

賦課徴収課 TEL027-251-0019 (代)

冬期期間中の給水弁の管理について

冬期は凍結により給水弁の破損や漏水事故が多く発生します。漏水が原因で思わぬ事故に繋がることがあります。事故を未然に防ぐため、わらや布を柵に詰めて凍結防止対策を行ってください。



給水弁を新設したいときは

事業当初に設置された畑かんの給水弁は、その周辺のみなさんが共同で管理し利用するために設置されました。利用形態の変化で給水弁新設を希望される場合、給水弁新設申請を行ってください。

(なお、設置工事費は自己負担となります。工事方法等のご相談にも応じています。)

もし漏水を発見したら

気温が低下した条件下での漏水は、路面凍結によるスリップなど重大な事故につながる危険があります。もし、漏水を発見したら**土地改良区**か管内市町村役場群馬用水担当係までご一報ください。



漏水による路面凍結



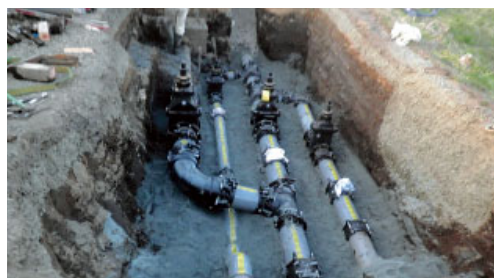
空気弁からの漏水

(土地改良区では、休日・祝日も24時間対応しています。)

通行規制や断水に際し、ご協力をお願いします

土地改良施設建設から半世紀が経過し日々のメンテナンスや部分的補修では機能を維持できない施設については、**組合員負担の軽減**を図るため、補助事業を活用し機能保全及び延命を図っています。

工事は取水量の少ない冬期に実施することが多くなります。実施に際し、通行規制や断水などで関係地区の皆様には大変ご不便おかけしますが、細心の注意を払い施工しますのでご理解とご協力をお願いします。



お問い合わせは

管理課 電話027-251-0019 (代)

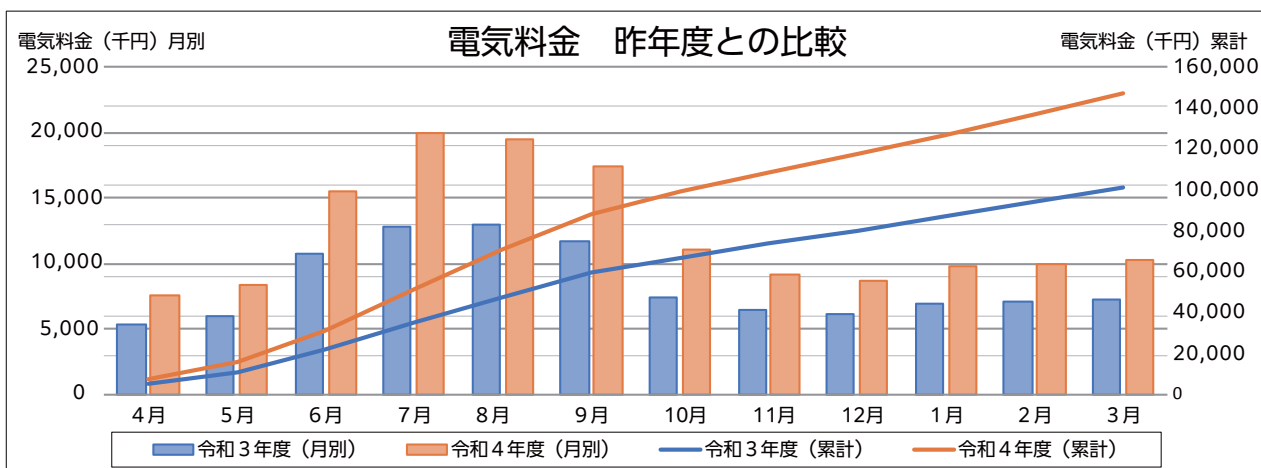
電気料金高騰について

一昨年（令和3年）の秋頃より電気料金が値上がりし続けています。主な原因はウクライナ情勢などの影響により原油や石炭、液化天然ガスの輸入額が高騰し電気料金計算の元となる燃料費調整額が上昇しているためです。

群馬用水は、幹線水路より標高の高い農地へ水を届けるために揚水ポンプを利用し水を供給しています。また、圧力の低い地区は一定の圧力を保つために加圧ポンプを利用し農地で水を利用できるような設備を整えています。

このような施設に要する電気料金は、農事用電力とって一般の電力契約よりも安価に利用することが可能でしたが、値上がり以前の価格で年間約1億円かかっていました。

先に述べたように、世界情勢の影響を受け燃料費調整額が上昇した結果、農事用電力料金も大幅な上昇を余儀なくされています。例年の使用量から試算すると本年度の料金は約1億5千万円になると予想されます。



本土地改良区としましては、皆さんの農地に必要な水を供給することが責務と考えておりますが、料金高騰が続くと財政的な負担が非常に大きくなることが懸念されます。

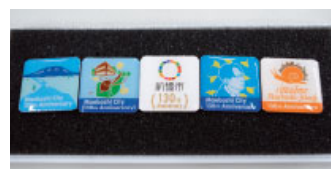
そういったことから、7月に組合員の皆様へお配りした広報誌にも節水についての記事を掲載し、また臨時に理事会を開催して理事さんに状況を理解してもらい、地元の皆様への節水の呼びかけを行うこととしました。

更には、国や県などの支援を得られるよう要望活動も実施してきました。令和4年12月現在では、令和4年度に要した電気料金値上がり分についての支援が受けられる予定です。

この支援が継続するかも不透明な状況ですので、今後も土地改良区財政へ大きな負担とならないよう掛け流しを控える等組合員の皆様のご協力が不可欠となりますので是非ともご理解ご協力をお願いいたします。

令和4年度上期の土地改良区の動き

- 令和4. 3.24 第59回通常総代会
 4.12 全国大規模農業水利事業協議会（於：東京都）
 4.13 第183回理事会
 4.26 全国大規模農業水利事業協議会第50回理事会（於：東京都）
 5.16 夏期灌漑期開始
 5.19-20 全国大規模農業水利事業協議会地方総会・現地研修会（於：北海道）
 5.24 群馬用水関係市町村事務研究会
 群馬用水二期事業推進協議会幹事会
 群馬用水地区管理体制整備推進協議会総会
 5.26 水資源機構かんがい排水事業推進協議会総会（於：東京都）
 6. 1 本格的夏期灌漑期に入る
 6. 7 第50回群馬用水運営対策協議会
 6.17 全国大規模農業水利事業協議会中央要望活動（於：東京都）
 6.23 第45回群馬用水営農推進協議会総会
 6.30、7.7 群馬用水二期事業推進協議会赤城・榛名幹線現地調査
 7. 1 令和4年度 経常費・かんぱい事業費・維持管理費賦課金発行
 7.11 第184回理事会
 7.14 令和4年度第1回監事会
 7.28 第51回群馬用水地域利水グループ連絡協議会総会
 8. 1 経常費・かんぱい事業費賦課金納付期限
 8.18 総務・賦課徴収・管理委員会（書面開催）
 8.22 全国大規模農業水利事業協議会正副会長会議
 （於：東京都）
 9. 2 第185回理事会
 9.25 夏期灌漑期終了・冬期灌漑期開始
 9.28 第60回臨時総代会
 第186回理事会
 9.30 維持管理費賦課金納付期限
 10.11-12 全国大規模農業水利事業協議会役員会・中央要望活動
 （於：東京都）
 10.24 県央土地改良事業推進協議会中央要望活動
 11. 6 前橋市政施行130周年記念式典（市政功労者表彰）
 11.10 水資源機構群馬用水次期事業要望活動（於：埼玉県）
 11.22-23 第44回全国土地改良大会沖縄大会（於：沖縄県）
 11.24 水資源機構次期事業理事・監事現地調査
 11.28 群馬用水運営対策協議会・利水グループ連絡協議会調
 査研究会
 12.15 令和4年度第2回監事会
 12.22 第187回理事会



土地改良区では、皆さんの地域の環境整備や活性化のために全管理区での活動組織立ち上げを目標として「多面的機能支払交付金」に取り組んでいます。

多面的機能支払交付金の概要

この交付金は、農地を保全し耕作放棄地にしないことを目的としています。

普段、皆さんで行っている共同作業が交付金の対象になります。

(1) 農地維持支払【農地周り・水路・農道の草刈り、堀浚いなど】

(2) 資源向上支払（長寿命化）【水路や管理施設の補修・更新】

以上のような作業を行う活動組織を立ち上げます。

交付金は面積に応じて交付され、活動の日当や機材の購入やリース、外注費などに使用できます。

土地改良区では、計画書の作成や認定、記録の取りまとめ、行政への申請など活動組織の事務支援を行います。



活動組織での会議



活動組織での花植

新理事紹介

9月に新体制へ

9月28日に開催された第60回臨時総代会において欠員だった理事選任が行われ、次の方が新理事に選出されました。

田中猛夫氏（渋川市北橋地区） 島方 操氏（高崎市榛名地区） 中嶋三樹氏（常務理事）

緊急連絡先

TEL：027-251-0019(代)

(群馬用水土地改良区では休日・祝日も24時間対応しています。)

漏水（道路から水が出ている）または、給水弁から水が出ない、水圧不足等トラブルがありましたら群馬用水土地改良区までご一報ください。

お悔やみ

当土地改良区の理事でありました、豊嶋孝男氏（前橋市宮城地区）が令和4年11月9日ご逝去されました。

ここに生前のご功績に対し深甚なる敬意と感謝を表し、心からご冥福をお祈り申し上げます。